

# 当協会の委員会等が発出する会員の業務に関する公表物の態様 と 監査実務指針等公表物の整理（読替表）

当協会の委員会等が発出する会員の業務に関する公表物の態様	監査実務指針等公表物	会員が遵守すべき基準等*への該当
報告書	監査基準報告書	該当する
実務指針	実務指針（解釈指針を含む。）	該当する
通達	—	—
研究報告	実務ガイダンス	該当しない
研究資料	研究文書	該当しない
その他	周知文書	該当しない

\*日本公認会計士協会会則（職責の基準）

第48条 会員及び準会員は、公認会計士業務の改善進歩と監査業務の正常な発展を図り、常に関係法令及び職業的専門家としての基準等を遵守し、かつ、職業倫理の昂揚に努めるとともに、独立した立場において公正かつ誠実に職責を果たさなければならない。